

中小企業・小規模事業者のみなさまへ

モニタリング強化型特別保証制度 のご案内

モニタリング強化型特別保証制度とは

- 中小企業者が認定経営革新等支援機関※と連携して、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、金融機関及び信用保証協会に経営状況等を報告する制度です。
- 上記により、経営状況の変化を早期に捉えることで、金融機関及び信用保証協会による適時・適切な経営支援等につなげることを目的としています。

※認定経営革新等支援機関

…中小企業等経営強化法第31条第1項の規定に基づき、主務大臣の認定を受けた税理士・金融機関等。

ご利用いただける方

認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する中小企業者です。

※当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上である必要があります。



制度の詳細については、
裏面をご覧ください。



保証料率

保証料率は次のとおりです。

令和8年3月16日から令和9年3月31日までに保証申込した場合、適用される保証料率に応じて、各補助区分欄に掲げる料率に相当する額を国が補助します。

令和9年4月以降の保証申込については補助の有無を含め未定です。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助率 (%)	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22
事業者負担 (%)	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23

※ 条件変更に伴う変更保証料については国の補助の対象外となります。

制度概要

保証限度額	2億8,000万円 ※中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円
責任共有制度	責任共有対象
対象資金	事業資金
申込方法	金融機関経由
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内
据置期間	1年以内 ただし、設備資金を含む場合は3年以内
融資利率	金融機関所定利率
担保	必要に応じて徴求します。
保証人	必要に応じて徴求します。ただし、原則として法人代表者以外は不要です。
添付書類	モニタリング強化型特別保証制度資格要件申告書兼誓約書
取扱期間	令和8年3月16日から令和11年3月31日まで（保証協会申込受付基準）

詳しくは、金融機関または本協会までお問い合わせください

金融機関および本協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。